

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度	設計年月	令和 年 月	予算科目	款項	目	節
工事場所	京都市伏見区下鳥羽但馬町 地内						
路線名又は河川名等							
工事名	擁壁撤去等工事（南部区画整理事務所跡地）						
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで						
事業課（所）名	市街地整備課						
工事番号							
変更回数							
主工種	単価 使用年月 令和 年 月						
前払金支出	歩掛適用年月 令和 年 月						
	基準適用年月 令和 年 月						
	単価 地区						
	調整区分						

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

工事延長				m	50
構造物撤去工	式	1	木杭土留(木杭、横矢板)	m	50
復元測量	箇所	1	コンクリート杭設置	箇所	1

施工理由

本工事は、隣接地に越境している既存擁壁を撤去し、復元測量を行ったうえで木杭土留（木杭、横矢板）を設置するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
	消費税相当額	前回		円	
支給品費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価	使 用 年 月	2025年10月
歩 挂	適 用 年 月	2025年10月
基 準	適 用 年 月	2025年10月
単 価	地 区	2601: I 地区
調 整	区 分	単独工事
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	13:道路維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前 払 金 支 出 割 合 に よ る 補 正	前払金対象外	1.00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:小型バックホウ取壊し		m3	27,120	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋), 小型バックホウ積込		m3	3,896	施工費	
付帯工	付帯工	木杭土留(木杭、横矢板)	木杭(1.0m×φ9cm), 横矢板(4.0m×3.2cm×15cm)		m	4,716	材工共	
付帯工	付帯工	ネットフェン端部処理	撤去費, 小機材, 端部金具等含む		箇所	14,280	施工費	
付帯工	付帯工	コンクリート杭設置	施工費, 支給品:コンクリート杭を含む	施工費	箇所	5,140	施工費	
付帯工	付帯工	コンクリート杭設置	施工費, 支給品:コンクリート杭を含む	材料費(90×90×600)	個	1,200	支給品	
共通仮設費	技術管理費	復元測量	2点		箇所	200,000	調査費	管理区分9

設計内訳書（本01）

工事名	事業区分 工事区分				道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
構造物撤去工		式	1				
作業土工 (参考数量)		式	1				
床掘り	土質:土砂	m ³	20				小規模
埋戻し	土質:土砂(現場発生土)	m ³	10				小規模
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:小型バックヤード取壊し	m ³	12				
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋), 小型バックヤード積込	m ³	12				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m ³	12				
付帯工		式	1				
付帯工		式	1				
木杭土留(木杭、横矢板)	木杭(1.0m×φ9cm), 横矢板(4.0m×3.2cm×15cm)	m	50				

設計内訳書（本01）

工事名	擁壁撤去等工事（南部区画整理事務所跡地）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ネットフェンス端部処理	撤去費, 小機材, 端部金具等含む	箇所	1				
コンクリート杭設置	施工費, 支給品: コンクリート杭を含む	箇所	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
復元測量	2点	箇所	1				管理区分9
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	擁壁撤去等工事（南部区画整理事務所跡地）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 摩壁撤去等工事（南部区画整理事務所跡地）
工事場所 京都市伏見区下鳥羽但馬町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第3条（前払金）

本工事は、前払金及び中間前払金の対象外とする。

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事に先立ち現地調査を行い、本工事内容を正確に把握すること。そのうえで、設計図書の照査を行い、施工計画書等を作成したうえで、事前に監督職員に提出すること。
- 2 施行箇所の確認のため、事前に監督職員と現場立ち合いを行うこと。また、立会い時に確認した内容については、工事打合簿で提出すること。
- 3 隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議、施工区域、日時等に関する事項については、請負者独自で判断せず、必ず監督職員に報告し確認を受けること。また、地域住民等からの苦情・

要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

- 4 工事用車両の通行は、幹線道路を使用することを原則とし、生活道路や細街路を抜け道として使用しないこと。また、住宅地付近を走行する際は、騒音、振動を最小限にするよう最徐行を徹底すること。
- 5 工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。また、監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 6 請負契約締結後直ちに監督職員に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 7 請負者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ速やかに工事ビラ「○○工事のお知らせ」を作成し、工事打合せ簿で提出する。また、工事着手の1週間前までに工事箇所の周辺住民に周知すること。
- 8 公官庁の休日に作業を行う場合は、事前にその理由を工事打合簿により監督職員に提出すること。
- 9 着工以降は週間工程表を前週の木曜日17時までに監督職員へ提出すること。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。メールによるデータ送信も可とする。
- 10 本工事の施工に伴い、占用企業者等との調整が必要になった場合は、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 11 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合には直ちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時等についても以上がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 12 施行中に工事関係者が社会規範を逸脱する行為を起こさないよう、「請負者が従事している工事は公共事業である、社会規範を逸脱する行為を行わないこと。」を本工事従事者全員に周知徹底すること。
- 13 本特記仕様書等に反して工事を施工した場合、改善またはやり直しを命ずるが、その時は速やかにその指示に従うこと。
- 14 本工事箇所に隣接して事業所等が立ち並んでいるため、施工時の騒音や粉塵等には十分注意するとともに、必要に応じて防音シートの設置や散水等の対策を講じること。
- 15 建設副産物の搬出に当たっては、その種類・日時・経路を予め監督職員と協議すること。
- 16 本工事が各種調査、監査、検査の対象となった場合、受注者は関係書類を受注者に提出する等、必要な協力をを行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 17 本工事において、民有地及び官有の施設物件を破損した場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。特に、構造物取壊し工（既存擁壁の撤去等）の施工時は、隣接敷地の土間コンクリートに影響が出ないように細心の注意を払うこと。また、隣接地は駐車場であることから、粉塵等の防護の措置を講じるなど飛散防止に努めること。
- 18 既存擁壁の撤去に合わせて、南側の境界杭（73A-37）が飛ぶため、復元測量を実施のうえ、コンクリート杭を設置すること。コンクリート杭は本市からの支給品とするため、事前の現場立会時に監督職員から受け取ること。また、北側の境界杭（73-12）の設置位置に間違いが無いかを復元測量で確認すること。復元測量完了後、これに係る図面を作成して提出すること。
- 19 木杭土留（木杭、横矢板）は、隣接地との境界線を侵さないように設置すること。

- 20 現地状況を確認のうえ、隣接地に雨水が流れ出ないように仕上げること。床掘面は、土砂等が飛散しないように十分に転圧すること。
- 21 復元測量の諸経費は、「設計業務棟標準積算基準書（令和7年度版）の第1編 測量業務」に基づき算出している。

第5条（工程）

本工事については、令和8年2月6日を目指して現場作業を完了すること。

第6条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
ネットフェンス 端部処理の施工時	1名	交通誘導警備員 B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
付帯工	木杭土留 (木杭、横矢板)	木杭 (1.0m × φ 9cm) 横矢板 (4.0m × 3.2cm × 15cm)

第8条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第9条（段階確認）

受注者は、次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確認項目
	復元測量	測量結果
付帯工	木杭土留 (木杭、横矢板)	木杭土留（木杭、横矢板）設置位置

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設発生土の利用）

本工事に使用する埋戻材については、本工事の掘削土を流用する。本工事において発生した発生土は、本市有地の敷地内に仮置きすること。仮置き場所は、事前の現場立会時に指示する。

第11条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区下鳥羽向島町87-12、87-13	設計運搬距離 L = 3.5km

5 その他事項

第 12 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 30 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 15 日前までに提出すること。

第 13 条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3 月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第 14 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図

